# 令和6年度

クリーンセンターふたばに係る モニタリング結果(福島県)

## 令和6年度クリーンセンターふたばに係るモニタリング結果一覧

調査項目	調査地点数	結果
空間線量率	6	これまでの結果と同程度
大気浮遊じん中の放射能濃度	3	いずれも検出下限値未満
浸出水原水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
浸出水原水中の有害物質等	1	これまでの結果と同程度
処理水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
処理水中の有害物質等	1	基準超過なし
防災調節池放出水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
地下水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
		カドミウム及びふっ素が環境基準を超過。環境
地下水中の有害物質等	1	省による原因調査の結果、自然由来と推定され
		る。引き続きモニタリング結果を注視する。
河川水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
河川水中のふっ素及びほう素濃度	1	基準超過なし

## クリーンセンターふたばモニタリング結果

1 空間線量率 (単位: # Sv/h)

測定地点	第1回調査(R6.6.4実施)		第2回調査(R6.9.27実施)		第3回調査(R6.11.19実施)		第4回調査(R7.1.21実施)	
例足坦点	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果
①	11:59	0.38	11:10	0.41	10:35	0.39	10:15	0.39
2	11:24	1.97	10:14	1.95	9:50	1.97	9:45	1.96
3	10:55	1.23	10:11	1.22	9:40	1.23	9:40	1.24
4	12:15	3.42	11:00	3.34	10:30	3.47	10:20	3.64
6	10:50	1.52	10:07	1.46	9:35	1.53	9:35	1.58
6	12:09	3.61	10:50	3.38	10:25	3.61	10:25	3.71

#### 2 大気浮遊じん中の放射能濃度

(単位:mBq/m³)

採取地点	核種	第1回調査(R6.6.4実施)		第2回調査(R6.9.27実施)		第3回調査(R6.11.19実施)		第4回調査(R7.1.21実施)	
採取地点		分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	測定時刻	調査結果
①	Cs=134	不検出	5	不検出	5	不検出	5	不検出	5
<u> </u>	Cs-137	不検出	5	不検出	5	不検出	5	不検出	5
2	Cs=134	不検出	5	不検出	5	不検出	5	不検出	5
	Cs-137	不検出	5	不検出	5	不検出	5	不検出	5
3	Cs-134	不検出	5	不検出	5	不検出	5	不検出	5
	Cs-137	不検出	5	不検出	5	不検出	5	不検出	5

## 3 浸出水原水、処理水、防災調節池放出水及び地下水中の放射能濃度

(単位:Bq/L)

採取地点	核種	第1回調査(R6.6.4実施)		第2回調査(R6.9.27実施)		第3回調査(R6.11.19実施)		第4回調査(R7.1.21実施)	
1木4×10/11	松性	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値
浸出水原水	Cs-134	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1
(文田/八//////////	Cs-137	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1
処理水	Cs-134	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1
是经水	Cs-137	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1
防災調節池放出水	Cs-134	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1
例 列 阿爾巴拉巴及山水	Cs=137	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1
地下水	Cs-134	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1
地下水	Cs=137	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1

### 4 河川水中の放射能濃度

(単位:Bq/L)

	採取地点	核種	第1回調査(R6.6.4実施)		第2回調査(R6.9.27実施)		第3回調査(R6.11.19実施)		第4回調査(R7.1.21実施)		
	採収延杰		分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	
	北沢川	Cs=134	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1	
	4L87()11	Cs-137	不検出	1	不検出	1	不検出	1	不検出	1	

#### 5 有害物質等

(1)浸出水原水・処理水

$\vdash$	1)	<ul><li>浸出水原水・処理水</li></ul>		浸出水原水		bu a			
		調査項目	単位				里水	基準**	測定方法
_	<u> </u>	水素イオン濃度		第1回調査(R6. 9. 18採取) 8. 0	第2回調査(R7.1.21採取) 8.1	第1回調査(R6. 9. 18採取) 7. 7	第2回調査(R7.1.21採取) 7.6	5.8以上 8.6以下	環告第64号
	2	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	3. 1	3. 6	3.0	<0.5	20 以下	環告第64号
般	3	化学的酸素要求量		3. 1 14	19	4. 8	3. 1	20 以下	環告第64号
項目	Ŀ	浮遊物質量	(mg/L)		43				環告第64号
	4	大腸菌群数	(mg/L)	36 6	0	<1	<1	10 以下	環告第61号
	5	カドミウム及びその化合物	(他/cm³)			0	0	3000 以下	環告第64号
	1	シアン化合物	(mg/L)	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	
	2	有機燐化合物	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.5 以下	環告第64号 環告第64号
	3	台及びその化合物	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	環告第61号
	4		(mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.1以下	
	5	六価クロム化合物	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	環告第64号
	6	砒素及びその化合物	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	環告第64号
	7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	環告第61号
	8	アルキル水銀化合物	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	環告第64号
	9	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	環告第64号
	10	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	環告第64号
有	11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.1 以下	環告第64号
害	12	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	3 以下	環告第64号
	13	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	環告第64号
物	14	四塩化炭素	(mg/I.)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	環告第61号
質	15	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.004	<0.004	0. 006	<0.004	0.04 以下	環告第64号
	16	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	環告第64号
項	17	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	環告第64号
В	18	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	環告第61号
	19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	環告第64号
	20	チウラム	(mg/L)	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	環告第64号
	21	シマジン	(mg/L)	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	環告第64号
	22	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	環告第64号
	23	ベンゼン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	環告第64号
	24	セレン及びその化合物	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	環告第64号
	25	ふっ素及びその化合物	(mg/1.)	1. 9	5. 2	<0.8	<0.8	8 以下	環告第64号
	26	ほう素及びその化合物	(mg/L)	3. 1	3. 9	<0.2	<0.2	10 以下	環告第64号
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	2	3. 2	<2	2. 2	100 以下	環告第64号
	28	1,4-ジオキサン	(mg/I.)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	環告第64号
	1	/ルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1 以下(転油類) 10 以下(動植物油脂類)	環告第64号
	2	フェノール類含有量	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下	環告第64号
特	3	銅含有量	(mg/L)	0.01	0. 02	<0.01	<0.01	1 以下	環告第64号
殊	4		(mg/1.)	0.08	0. 11	0.01	<0.01	2 以下	環告第64号
項	5	溶解性鉄含有量	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10 以下	環告第64号
B	<u> </u>	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.05	0. 15	0. 11	0. 05	10 以下	環告第64号
	7	クロム含有量	(mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	2 以下	環告第64号
	1	窒素含有量	(mg/L)	2. 7	3. 9	0. 3	2. 2	15 以下	環告第61号
	-	が	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	16 以下	環告第64号
その	-	塩化物イオン	(mg/L)	-	600	-	640	-	日本産業規格K0101 32
他	4	ニッケル含有量	(mg/L)	<0.01	0. 01	<0.01	<0.01	2 以下	日本産業規格K0102 59
	5	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	-	-	0, 010	0.000045	10 以下	日本産業規格K0312
<u></u>		ウィオインク **  は、「放射性物質汚染対処特別措置法施?	1	る特定廃棄物の押立処分の甚進	「一般容審物の品級加公場及75産業				l

<sup>※</sup> 基準は、「放射性物質汚染料便特別措置法能行規則」で定める特定廃棄物の理立処分の基準、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める名令」で定める技術上の基準、「福島県産業廃棄物処型指導要顧」で定める排水某準、「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定める排水指定事業揚排水基準のうちの最低値とした。

## (2) 地下水

調査項目	単位	地	基準*	測定方法		
Ind H. A. D	-4-177	第1回調査(R6. 9. 27採取) 第2回調査(R7. 1. 21採取)		- 金中	MACHIA	
水素イオン濃度	-	3.7	3. 6	_	環告第64号	
浮遊物質量	(mg/[.)	4	<1	-	環告第61号	
カドミウム	(mg/L)	0.0075	0.0034	0.003 以下	環告第10号	
全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	検出されないこと	環告第10号	
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	0.01 以下	環告第10号	
<b>六価クロム</b>	(mg/L)	<0.01	<0.01	0.02 以下	環告第10号	
此素	(mg/L)	<0.005	<0.005	0.01 以下	環告第10号	
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	環告第10号	
アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	環告第10号	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0,0005	<0.0005	検出されないこと	環告第10号	
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下	環告第10号	
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.01 以下	環告第10号	
1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	1以下	環告第10号	
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0,002	0.02 以下	環告第10号	
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	環告第10号	
クロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	環告第10号	
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	環告第10号	
1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	0.1 以下	環告第10号	
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	0.04 以下	環告第10号	
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	環告第10号	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	環告第10号	
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	環告第10号	
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	環告第10号	
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	0.02 以下	環告第10号	
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.01 以下	環告第10号	
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	0.01 以下	環告第10号	
ふっ素	(mg/L)	1. 0	0.87	0.8 以下	環告第10号	
まう素	(mg/L)	0.07	0.07	1以下	環告第10号	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.2	<0.2	10 以下	環告第10号	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	0.05 以下	環告第10号	
电気伝導率	(mS/m)	110	91	-	日本産業規格K0101 1	
塩化物イオン	(mg/1,)	6. 6	81	-	日本産業規格K0101 S	

温化物イオン (mg/l) ※ 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)

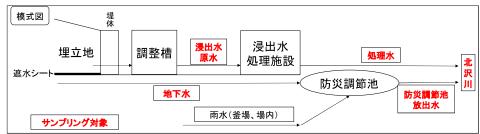
## (3)河川水

(0) 1.11/11/1/							
調査項目	単位		基準*	測定方法			
		第1回調査(R6. 6. 4採取)	第2回調査(R6.9.27採取)	第3回調査(R6.11.19採取)	第4回調査(R7.1.21採取)		
ふっ素	(mg/L)	0. 12	0.09	0.09	0.19	0.8 以下	環告第59号
ほう素	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	1 以下	操告第59号

<sup>※ 「</sup>水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)

## クリーンセンターふたば





#### 下流河川

